

訪問看護サービス重要事項説明書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業者が提供する訪問看護の内容に関し説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者の名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構
事業者の所在地	東京都港区高輪3丁目2番12号
電話番号	電話(03)3445-0800 FAX(03)3445-4781
代表職氏名	理事長 山本 修一

2 事業所

事業所名	地域医療機能推進機構金沢病院附属訪問看護ステーション
所在地	金沢市沖町ハの部15番地
電話番号	電話(076)253-5051 FAX(076)293-1800
管理者	櫻井 亜希子
介護保険事業所番号	1760190874
指定年月日	平成22年4月1日

3 運営の方針

- (1) 事業所の看護師等は、要介護高齢者や障害を持ち在宅療養を送る人々に対し住み慣れた地域社会や家庭で過ごせるよう家族とともに支援し、心身の機能回復を図り、その生活の質を確保するように関わります。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療または、福祉サービスとの密接な連携を図り、効果的な訪問活動を実践します。
- (3) 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質の向上を図るとともに、必要となときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めます。

4 事業所の職員体制

	管理者 (看護師長)	看護師	理学療法士 作業療法士	事務員
常勤	1人	2.5名以上	1名以上	1名
非常勤				

5 営業日・サービスの提供時間

営業日	通常 月曜日～金曜日 土・日曜日、国民の祝日 12月29日から1月3日を除く (利用者の状態や希望に応じて営業日以外もサービスの提供あり)
サービス提供時間	9時から17時

※緊急時訪問看護加算（介護保険）及び24時間対応体制加算（医療保険）契約者に対して、時間内、時間外、休日を問わず24時間体制にて電話相談及び緊急訪問いたします。

6 サービスを提供する地域

実施地域	金沢市、内灘町、津幡町
------	-------------

7 サービスの内容

当事業所は、以下の項目のサービスをご本人やご家族の希望にあわせ、立案した計画に沿って、主治医、介護支援専門員と連絡をとりながら、サービスを提供いたします。

サービスの内容

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防、処置
- (4) 日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他 医師の指示による医療処置
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練

8 利用料

- (1) 基本利用料として健康保険法または高齢者医療制度及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2) 利用者や家族に対し、あらかじめ費用の内容および金額については別途に定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとします。
- (3) 交通費は介護保険の利用者は無料。医療保険の利用者は事業所から利用者宅までの直線距離に応じ別途に定める料金表の通り徴収いたします。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて応急の手当てをした後、利用者の主治医に連絡を行い、指示を受けて速やかに必要な対応をいたします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

10 事故発生時の対応

サービス提供による事故が発生した場合、必要に応じて応急の手当てをした後、利用者の主治医に連絡を行い、指示を受けて速やかに必要な対応をいたします。ご家族、介護支援専門員、市町村へ連絡をいたします。事故の詳細・対応について記録を残し、その事故が賠償すべきものであった場合、速やかに対応いたします。

11 秘密の保持

事業所の職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持すると共に、退職後においてもこれらの秘密を守ることを義務といたします。

12 記録物開示について

利用者が自身の記録の開示を希望された場合は、訪問看護指示書・特別訪問看護指示書・訪問看護報告書・日常の訪問看護記録・訪問看護情報提供書において応じます。なお、開示にかかる手数料は別途必要です。

13 高齢者虐待防止

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、虐待防止のための指針の整備及び定期的な研修を実施します
- (2) 虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ、市町村へ報告します。
- (3) 利用者の尊厳を守り、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則行いません。実施後はすみやかに解除できるように努めると共に適切に記録します。
- (4) 虐待防止の対策を適切に実施するための担当者として、管理者を設置します。

14 災害及び感染症の発生時の対応等（業務継続計画の策定等）

事業者は非常災害や感染症発生時において利用者に対して訪問看護の提供を継続に実施するため必要な措置を講じるものとします。

- (1) 定期的に業務継続計画の見直し、変更します。
- (2) 研修及び訓練を定期的実施し、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 従業者は平時から感染症の予防及びまん延防止対策に努めます。

15 事業所の職員の禁止行為

事業所の職員は、利用者に対する訪問看護サービス提供にあたって、次に挙げる行為は行いません。

- (1) 利用者及び家族等からの金銭又は物品等の授受
- (2) 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- (4) 利用者及び家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (5) 理学・作業・言語療法士等の創傷処置や薬剤管理等の医療行為とみなされる行為
- (6) その他利用者及び家族等に行う迷惑行為

16 サービス利用にあたっての禁止事項

事業所は適切なサービスを確保する観点から、事業所の職員に対して、次の行為があった場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為。
- (3) サービス利用中に訪問看護職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、録音などを無断でインターネットなどに掲載すること。

17 サービス内容に関する苦情とサービスに関する第三者評価と情報公開

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんな些細な事でも構いませんので、次の窓口までお申し付けください。また、当事業所に苦情を申し立てたことにより、不利益を被る事はありません。

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口（受付：9時00分～17時00分）

当事業所 管理者(看護師長) 櫻井 亜希子	電話：076-253-5051 FAX：076-293-1800 受付時間：9時～17時00分（月～金）
--------------------------	---

(2) その他の苦情対応窓口

介護保険利用者の場合、当事業所以外に、お住まいの市町村及び石川県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

金沢市役所介護保険課	電話：076-220-2264 FAX：076-220-2559 受付時間：9時～17時45分（月～金）
内灘町役場介護福祉課	電話：076-286-6703 FAX：076-286-6704 受付時間：8時30分～17時15分（月～金）
津幡町役場保険年金課	電話：076-288-2458 FAX：076-288-4354 受付時間：8時30分～17時15分（月～金）
石川県国民健康保険団体連合会	電話：076-231-1110 FAX：076-231-1601 営業時間：9時～17時（月～金）

(3) サービスに関する第三者評価と情報公開

- ①実施の有無（あり） ②最終実施日（2014年11月）
- ③最終実施の際の評価機関（NPO法人シナジースマイル）
- ④評価結果の開示（なし）
- ⑤その他 2015年以降はインターネット上の「石川県介護サービス情報の公表」にてサービス運営情報を公開（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/kouhyou/hp.html>）